

J R 日南線利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 J R 日南線沿線の宮崎市、日南市、串間市、志布志市（以下「沿線市」という。）に所在する小学校、中学校、幼稚園、保育園等（以下「沿線市内団体等」という。）を対象に、沿線市内団体等が行う J R 日南線を利用した活動を支援することにより、J R 日南線の利用促進を図るとともに、沿線市民が J R 日南線への愛着を深めることを目的とする。

(補助対象区間)

第2条 補助対象となる区間は、J R 日南線にある各駅間のみの利用とするが、対象となる駅には、宮崎駅及び宮崎空港駅も含むものとする。ただし、宮崎駅から宮崎空港駅への利用又は宮崎空港駅から宮崎駅への利用は対象外とする。

(補助額)

第3条 J R 日南線を利用して、第4条に掲げる活動を行う沿線市内団体等に対し、本事業予算額の範囲内において、同鉄道の運賃の実費全額を補助するものとし、貸切として利用する場合は、車両貸切にかかる費用とする。

2 補助額は、1 団体につき20万円を上限とする。ただし、団体割引等の割引が適用される場合は、適用後の運賃を補助するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、沿線市内に住所を有する次の各号に掲げる団体とし、申請者は当該団体の代表者とする。

(1) 小学校、中学校、幼稚園及び保育園

(2) 子ども会

(3) スポーツ少年団

(4) 部活動及びP T A活動

(5) 自治会及び校区団体

(6) 高齢者サロン

(7) その他 J R 日南線利用促進連絡協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める団体

2 補助対象となる団体は、予算額の範囲内において1年度（4月から翌年3月までの期間）に複数回の補助を認める。

(補助対象活動)

第5条 補助対象となる活動は、次の各号に掲げるもので、沿線市内団体等の市民2人以上の活動とし、児童生徒については、保護者等が同伴するものとする。

(1) 社会見学（遠足等）

(2) 文化（展覧会鑑賞、大会等）・スポーツ交流（試合、合宿、試合観戦等）

(3) 観光・研修

(4) その他会長が適当と認める活動

2 前項に規定する活動について、1回の活動が複数日に及ぶ活動についても対象とする。

(利用方法等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原則、利用予定日の5日前までに J R 日南線利用促進事業補助金利用計画書（様式第1号）を当該団体が所在する沿線市の J R 日南線利用促進連絡協議会担当部局に提出しなければならない。

2 補助対象となる活動終了後は、当該活動を行った日の翌日から起算して14日以内にJR日南線利用促進事業補助金実績報告書兼請求書（様式第2号）の他に次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し又は乗車整理券（乗車駅証明書）の写真
- (2) 乗車整理券（乗車駅証明書）の写真を提出する場合には、活動の内容がわかる案内文書等の資料、補助対象者が当活動において日南線を利用していることがわかる写真、乗車名簿

（補助金の返還）

第7条 会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付受付を取り消すことができる。この場合において、すでに補助金が交付されている場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年5月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。